

所得変動に係る経過措置

1. 趣旨

税源移譲は、平成19年分所得税、平成19年度分住民税から実施されることから、(平成19年度分住民税の課税対象となる)平成18年の所得はあったが、(平成19年分所得税の課税対象となる)平成19年の所得がなくなってしまうような者については、住民税の増だけが生ずることとなる。

これらの者は、低所得者であることにも鑑み、平成19年度分の個人住民税を移譲前の額まで減額する。

2. 対象となる者

平成18年分の所得税は課税されるが、平成19年分の所得税は課税されない納税義務者を想定。

なお、市町村における課税事務を考慮し、対象者の判定は、個人住民税の課税所得金額を用いて行う。

(所得税の課税標準＝個人住民税の課税標準－人的控除額の差の合計額と想定する。)

具体的には、以下の条件を満たす者

- ① 平成19年度分住民税
個人住民税の課税標準－人的控除額の差の合計額 あり
- ② 平成20年度分住民税
個人住民税の課税標準－人的控除額の差の合計額 なし

3. 手続

平成20年7月1日～7月31日の期間内に平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に申告

4. 減額すべき金額

移譲後税率を適用した住民税額－移譲前税率を適用した住民税額

※既に納付した住民税額が減額後の住民税額を超えるときは、還付又は未納の地方団体の徴収金に充当。

税源移譲時の所得変動に伴う影響について

平成18年	平成19年
①給与収入 700万円 ②退職金 3000万円 (夫婦)	無 職
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 所得税 ① 39.8万円 (35.8万円) ② 47.0万円 (42.3万円) </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 課税対象 ①平成18年の給与収入(700万円) ②退職金 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 住民税 ①' 27.4万円 (25.4万円) ② 27.0万円 (27.0万円) </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 課税対象 ①' 平成17年の給与収入(700万円) ② 退職金(現年分離課税) </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 税源移譲実施(平成19年度～) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 所得税 なし </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 平成19年に給与収入(700万円)がある場合 30.05万円 <△9.75万円> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 住民税 37.15万円 <+9.75万円> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 課税対象 平成18年の給与収入(700万円)のみ </div>

(注1) 下線は前年所得に対する課税。カッコ内は定率減税後の税額(所得税10%、住民税7.5%)

(注2) 平成17年の収入は給与収入700万円とする。